

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第一条第一号関係）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第十七条の二（略） 2～5（略） 6 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） 八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社 九～十一（略） 7～11（略）</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第十七条の二（略） 2～5（略） 6 法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） 八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社 九～十一（略） 7～11（略）</p>

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）（第一条第二号関係）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第四条の三（略） 2～5（略） 6 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） 八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社 九～十一（略） 7～11（略）</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第四条の三（略） 2～5（略） 6 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） 八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社 九～十一（略） 7～11（略）</p>

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第一条第三号関係）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第七十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>五〇九（略）</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第七十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第一号又は第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>五〇九（略）</p>

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第一条第四号関係）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第十条（略） 2・3（略） 4 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一〜七（略） 八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社 九〜十一（略） 5〜9（略）</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第十条（略） 2・3（略） 4 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一〜七（略） 八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社 九〜十一（略） 5〜9（略）</p>

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（第一条第五号関係）

改正案	現行
<p>（専門子会社の業務等） 第五十六条（略） 2～4（略） 5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） 八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社 九～十一（略） 6～10（略）</p>	<p>（専門子会社の業務等） 第五十六条（略） 2～4（略） 5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～七（略） 八 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社 九～十一（略） 6～10（略）</p>

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）（第二条第一号関係）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>三十二 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十六条第二項</p> <p>三十三〇三十五（略）</p> <p>2〇4（略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇三十一（略）</p> <p>三十二 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十六条第二項</p> <p>三十三〇三十五（略）</p> <p>2〇4（略）</p>

○ 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）（第二条第二号関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（総務企画局企画課信用機構企画室の所掌事務の特例）</p> <p>第四条の二 総務企画局企画課信用機構企画室は、第四条第六項に規定する事務のほか、令附則第二条の三第五項に規定する政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（総務企画局企画課信用機構企画室の所掌事務の特例）</p> <p>第四条の二 総務企画局企画課信用機構企画室は、第四条第六項に規定する事務のほか、令附則第二条の三第五項に規定する政令で定める日までの間、株式会社企業再生支援機構に関する制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。</p>

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第一号、第二号イ及びハ、第四号、第七号並びに第八号に掲げる業務を行う場合に限る。）</p> <p>十の二〇二十七（略）</p> <p>二〇一二（略）</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二條第一項第一号並びに第二号イ及びハに掲げる業務を行う場合に限る。）</p> <p>十の二〇二十七（略）</p> <p>二〇一二（略）</p>

附 則

この府令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。